

障害福祉NEWS

2020年5月 通巻No. 26

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [法務省・厚労省] 「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書」を公表
- ・ [厚労省] 身体障害者手帳及び療育手帳の再認定（再判定）の柔軟な取扱いを求める通知を各自治体宛に発出
- ・ [厚労省] 自立支援医療（更生医療）の受給者証の有効期間を1年間延長
- ・ [厚労省] 感染対策動画を作成
- ・ [東京都] ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針（案）を公開
- ・ [神奈川県] 津久井やまゆり園利用者支援検証委員会中間報告書を公表
- ・ [調査] B型事業所の利用者満足度と工賃の関係等に関する調査

【海外情報】

- ・ [米国] AAHDがCOVID-19と障害に関する調査報告書を公表
- ・ [米国] NACが全米の介護提供に関するレポートを公表
- ・ [英国] 鉄道代替輸送に使用する車両をアクセシブルにする期限を再々延期
- ・ [英国] DRILLプロジェクトが「エネルギー障害と障害者インクルージョン」という報告書を公表
- ・ [カンボジア] 社会問題・退役軍人・青少年リハビリテーション大臣が国立障害者センター建設地を視察
- ・ [アフガニスタン] アジア財団が15年ぶりの障害者調査結果を報告
- ・ [モンゴル] 「障害児のための教育改善プロジェクト」フェーズ2開始
- ・ [オーストラリア] 民間投資ファンドが障害者住宅建設のための資金を確保
- ・ [OHCHR] パンデミック時における政府機関等による障害者支援活動に関するガイドンスノートを公表
- ・ [UN] 障害インクルーシブなCOVID-19への対応に関する報告書を公表

【情報フォルダー】

- ・ 米国の障害者支援制度：障害者のためのエイブル口座



[法務省・厚生労働省]「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書」を公表

法務省と厚生労働省は、令和 2(2020)年 3 月発行の「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書(以下、報告書)」を公表しました。

刑務所出所後 2 年以内に刑務所に再入所する高齢者が多く、また、知的障害者は再犯に至るまでの期間が短いこと等から、平成 28 年 12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、政府が平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画(以下、推進計画)を策定した際に、「保健医療・福祉サービスの利用促進等」を重点課題の一つに掲げるとともに、「高齢者又は障害のある者等へ支援」に関し数多くの具体的施策を盛り込みました。

また、推進計画では、刑務所出所者等に対する支援(出口支援)だけでなく、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする等の取組(入口支援)について、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2 年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施するとしてきました。そのため、法務省及び厚生労働省は、それぞれの関係部局課長級職員を構成員とする「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会」を平成 29(2017)年 2 月 22 日に設置し、10 回にわたり検討を重ねてきました。報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

報告書では、入口支援における今後の取組として、以下の項目を掲げています。

(1) 刑事司法関係機関の機能向上のための取組

- ① 的確かつ迅速なアセスメント等の実施
- ② 一時的な住居を提供する受入先の拡大

(2) 刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組

- ① 地域における福祉サービス等の利用調整機能確立
- ② フォローアップ体制の構築
- ③ 情報提供等の円滑化

(3) 地域の理解促進のための取組

ここで、(1)①のアセスメントについては、例えば、対象者が勾留中で、釈放時に福祉サービス等につなぐ場合、検察庁職員が検察庁に配置された非常勤の社会福祉士又は外部の社会福祉士等から助言を得る等しつつ、福祉サ

ービス等の要否等を検討するとしています。

また、(2)①の利用調整機能の確立については、地域の調整機関となりうる機関と連携して、刑事司法手続期間を超えて対象者を支援することが可能になるよう努めるとしています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html

[厚生労働省]身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の柔軟な取扱いを求める通知を各自治体宛に発出

令和 2(2020)年 4 月 24 日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課は、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課宛事務連絡「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて」を発出しました。

同事務連絡では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 4 月 16 日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)をうけて、また、自立支援医療の支給決定の有効期間を原則 1 年間延長するための検討がなされていることから、各自治体に対して、身体障害者手帳等の再認定(再判定)に関して、実施する期日を延期する等の弾力的な対応を検討することを求めています。

身体障害者手帳は「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」(平成 12 年 3 月 31 日付障第 276 号障害保健福祉部長通知)により、乳幼児等必要な場合に再認定を求めており、また、療育手帳は、「療育手帳について」(昭和 48 年 9 月 27 日付厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)により、各自治体が再認定の期間を定めています。

通知は、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625123.pdf>

[厚生労働省]自立支援医療(更生医療)の受給者証の有効期間を 1 年間延長

令和 2(2020)年 4 月 30 日、厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、更新申請のための診断書等の取得のみを目的とした医療機関への受診を回避するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(障害者総合支援法施行規則)」の一部を改正し、自立支援医

療(更生医療)の受給者証の有効期間を1年間延長することとしました。

改正省令の名称は、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第92号)」で、令和2年4月30日に施行されています。

改正の内容は、自立支援医療受給者証に記載されている有効期間(期限)が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの同受給者証の有効期間を1年延長するというもので、特段の手続きをすることなく延長されます。

そのために、医療機関では、有効期間を1年延長したものと読み替えて対応されます。

改正省令は、下のサイトにあります。(寺島)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200507H0030.pdf>

[厚労省]感染対策動画を作成

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、老健局振興課、老健局老人保健課は、令和2(2020)年5月1日付で、訪問介護事業所等の職員が居宅を訪問してサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について解説した動画を作成した旨の事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)宛発出しました。

動画のタイトルは、「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」で、下の3つの動画があります。

- 1 あなたが利用者宅にウイルスをもちこまない
- 2 あなたと利用者がウイルスをやりとりしない
- 3 あなたがウイルスをもちださない

事務連絡では、1については5月1日、2と3については、5月7日公開予定となっており、実際その通りにYouTube公式チャンネルに投稿されたようです。

今後も新しい動画を提供していく予定だとのこと。

文書は下にあります。また、YouTubeの公式チャンネルからも検索できます。(寺島)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627555.pdf>

[東京都]ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針(案)を公開

令和2(2020)年5月15日、東京都が、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」(案)を公開し、パブリックコメントを開

始しました。

東京都は、令和元(2019)年12月18日に「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を可決し、同条例第11条の規定に基づく指針を検討するために、「ソーシャルファームに関する指針に関する検討会」を令和2(2020)年2月から4回にわたり開催してきました。その検討結果を受けて今回の指針案が策定されました。

指針案では、障害者や、社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者を3人以上、かつ、従業員の20パーセント以上雇用している認証ソーシャルファームに対して、事業所の改築・改修費、備品購入・設備導入費、人件費、就労支援・定着等に係る経費、就労訓練、広告費、販路開拓費、事業所の賃借料等、さまざまな助成が行われます。

指針案については、下の産業労働局ホームページをご覧ください。(寺島)

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/pla/n/koyou/shishin/iken/>

[神奈川県]津久井やまゆり園利用者支援検証委員会中間報告書を公表

令和2(2020)年5月18日、神奈川県議会厚生常任委員会令和2年第2回定例会活動報告において、神奈川県福祉子どもみらい局は、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会中間報告書」を資料として提出しました。

同委員会は、「施設における利用者目線に立った支援を目指すため、県立障がい者支援施設である津久井やまゆり園に係る、指定管理者としての利用者支援の状況や、法人としてのガバナンス体制、施設設置者としての県の関与等について、専門的見地から検証する」ことを目的として、令和2年1月10日に設置され、令和2年2月19日まで5回開催されました。

報告書では、下の項目について検証するとともに、改善の方向性等が示されています。

1 利用者支援に関する検証

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて

(2) 個別支援計画等の記載について

(3) エビデンスに基づく支援について

2 法人のガバナンス体制に関する検証

(1) 組織による決定について

(2) 体制整備について

- (3) ひやりはつと及び事故報告について
- (4) 障害者虐待防止法に基づく通報が速やかに
行われなかった事例について

3 県の関与に関する検証

- (1) 施設設置者としての役割意識について
- (2) モニタリングについて
- (3) 意思決定支援の取組みについて

詳しくは、下の報告書をご覧ください。(寺島)

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62352/r20518kousei01_2.pdf

[調査]B型事業所の利用者満足度と工賃の関係等に関する調査

令和2(2020)年5月8日、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会は、「精神障害者における就労継続支援B型事業実態調査報告書」を公表しました。

同調査は、利用者の声(満足度)を軸に、支援実態に即した事業の在り方について検証することを目的に実施されました。調査の背景には、平成30年4月から就労継続支援B型事業の基本報酬単価が、利用者に支払う「平均工賃額」によって区分されるようになり、その後全国の実業所から、「工賃」は大切であるが「工賃(額)では測れないもの」を求めている利用者もおられるのではないかなど声が聞こえてきたことがあったとのことです。

調査方法は、郵送によるアンケート調査で、調査期間は、2019年9月9日から12月31日まで、調査対象は、同協議会の会員事業所のうち主に精神障害者を対象としているB型事業所1,140箇所、事業者向調査と利用者調査(各事業所から3名ずつ)を含みます。

312事業者、901人から回答があり、回答率は27.3%でした。

日本財団助成金事業の支援を受けて実施されました。

調査結果では、事業所の平均工賃額(月あたり)と利用者のサービス満足度に関連はなく、賃金よりも強く関連していたのは「利用者が感じる支援のリカバリー志向性」であったこと等が示されました。

調査報告書は、下にあります。(寺島)

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200522-00010000-fukushi-soci>

[米国]AAHDがCOVID-19と障害に関する調査報告書を公表

2020年5月15日、アメリカ健康・障害協会(American Association on Health and Disability: AAHD)は、「COVID-19と障害成人:健康と医療へのアクセス オンライン調査要約(COVID-19 & ADULTS WITH DISABILITIES: HEALTH AND HEALTH CARE ACCESS ONLINE SURVEY SUMMARY)」という報告書を公表しました。

アメリカ健康・障害協会は、アメリカ合衆国内国歳入法(USC 26)第501条C項の規定により課税を免除される非営利団体で、障害者の健康と福祉の促進を目的とした全国的な非営利団体です。

調査の目的は、さまざまな障害のある成人の医療へのアクセスに対するコロナウイルスパンデミックの影響を迅速かつリアルタイムに評価することで、4月17日から5月1日までオンラインで実施されました。

2,469人から回答があり、障害種別では、聴覚障害182人(7%)、視覚障害193人(8%)、歩行障害663人(27%)、集中力・記憶力・判断力の障害1,431人(58%)となっています。

ヘルパーの利用ができたか、通常の医療を受けられたか、処方箋を書いてもらえたか、新しい治療をはじめることができたか、もっとも重要な情報源は何か、COVID-19の検査を受けられたか、相談支援を受けられたかなど項目について調査した結果を報告しています。

報告書は下のサイトにあります。(寺島)

<https://www.aahd.us/initiatives/dissemination/covid-19-disability-survey/>

[米国]NACが全米の介護提供に関するレポートを公表

2020年5月14日、全国介護同盟(National Alliance for Caregiving: NAC)は、調査報告書「合衆国の介護提供(Caregiving in the U.S.) 2020年版」を公表しました。

NACは、全米の高齢関係の団体が集まり1996年に設立された団体で、調査、政策分析、プログラム開発、家族の介護問題に対する国民の意識啓発等を行っています。また、国際介護者組織同盟(International Alliance of Carer Organizations: IACO)の事務局も務めています。日本の(一社)日本ケアラー連盟もIACOのメンバーであるとのことです。

この報告書は、5年に1回程度まとめられ、前回の報告書は2015年に公表されています。

海外情報

2020年版の報告書によれば、米国における無給の介護者の数は、2015年の4,350万人から2020年の5,300万人に増えており、そのうち、17歳以下の人々を介護している介護者の数は1,410万人、18歳から49歳までの人々を介護している介護者の数は、610万人、50歳以上の人々を介護している介護者の数は4,180万人と推計しています。

成人の介護をしている介護者でみれば、89%が親族で、親が50%、配偶者やパートナーが12%、祖父母が8%となっています。

その他、介護者の生活状況、利用しているサービス、経済状況等さまざまなデータが満載です。

報告書は、下にあります。(寺島)

<https://www.caregiving.org/caregiving-in-the-us-2020/>

[英国]鉄道代替輸送に使用する車両をアクセシブルにする期限を再々延期

2020年4月21日、運輸省(Department for Transport: DfT)は、鉄道事業者グループ(Rail Delivery Group: RDG's)に対して、鉄道代替輸送に使用するバス等の車両をアクセシブルにする期限を6か月延長する通知を発出しました。

英国では、公共交通車両アクセシビリティ法2000(Public Service Vehicles Accessibility Regulations 2000: PSVAR)により、2019年12月31日までに、すべての車両をアクセシブルにしなければならないとされていました。ところが、鉄道事業者等から延期の訴えが相次ぎ、その期限を延期しました(事業分野で延期した期間は異なる)。鉄道代替輸送に使用するバス等の車両についても、期限を1か月延長し、2020年1月31日としていましたが、それでも無理であったため、さらに2020年4月30日まで延長していました。

しかし、それも困難であるとして、鉄道事業者グループから代替案が示されました。その代替案に対する回答として、今回、さらに6か月期限を延長して、2020年12月31日までとしたという通知を出したものです。

運輸省から鉄道事業者グループへの通知は、下にあります。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/881751/compliance-with-rail-accessibility-requirements-for-the-period-1-may-to-31-december-2020-letter.pdf

また、鉄道事業者グループの提案は下にあります。(寺島)

<https://www.raildeliverygroup.com/about-us/publications.html?task=file.download&id=469776205>

[英国]DRILL プロジェクトが「エネルギー障害と障害者インクルージョン」という報告書を公表

自立生活・学習に関する障害研究(Disability Research on Independent Living and Learning: DRILL)は、障害者が主導する革新的な5年間のプロジェクトで、National Lottery Community Fund(NLCF)による資金提供を受け、Disability Rights UK、Disability Wales、および Inclusion Scotland の協力のもと Disability Action NI が全英において実施しています。

2015年に開始されたこのプロジェクトは、2020年8月に終了する予定です。これまでに、英国全体で32の共同研究やパイロットプロジェクトに資金を提供してきました。

プロジェクトの目的は、障害者が完全な市民として生活し、社会的、経済的、政治的に参加する方法についての解決策を見つけることで、障害者が自立した生活を実現できるようにするためのアプローチに関するより優れた知見を得て、将来の政策やサービスの提供に反映させることにあるとのことです。

DRILLは、2020年4月28日、「エネルギー障害と障害者インクルージョン(Energy Impairment and Disability Inclusion)」という報告書を公表しました。この報告書は、「慢性疾患と市民権—社会変革のために集団の声を集める(Chronic illness and citizenship – mobilising a collective voice for social change)」というDRILLの1つのプロジェクトの最終報告書として作成されました。

「福祉改革センター(Centre for Welfare Reform)」が中心となって実施したプロジェクトで、3年間で39,999.00ポンドの資金援助を受けました。

報告書では、慢性疾患患者は、スタミナ、呼吸、疲労(stamina/breathing/fatigue: SBF)の障害であるとしてエネルギー障害と呼び、隠れた障害の1つであることとらえ、権利擁護のためにどのような取り組みをすべきか等について

記述しています。

報告書は下にあります。(寺島)

<http://www.drilluk.org.uk/pilot-projects/chronic-illness-citizenship-mobilising-collective-voice-social-change/>

[カンボジア]社会問題・退役軍人・青少年リハビリテーション大臣が国立障害者センター建設地を視察

2020年4月9日付カンボジア建設協会のニュースによれば、同日、H.E. フォン・ソット (Vong Sauth) 社会問題・退役軍人・青少年リハビリテーション大臣 (Minister of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation : MOSAVY) は、建設中の国立障害者センターを視察したとのことでした。

カンボジアは、カンダル州アンスヌール地区で国立障害者センターを建設しており、2023年の完成予定です。

カンボジアには、カンダル州カンダルスタン地区にリハビリテーションセンターと青少年リハビリテーションセンターがすでにありますが、新しい障害者センターは、65,530平方メートルの広さがあり、管理棟、リハビリテーション棟、サッカー場、劇場、ラウンジ、プール、水製造プラント、池、遊び場等の国際標準の設備を備えたものになるとのことです。

カンボジア計画省の2013年の中間報告によれば、カンボジアの障害者数は301,629人でそのうちの144,622人は女性だとのことでした。

記事は、下のサイトにあります。

<https://www.construction-property.com/national-disability-center-of-cambodia-costs-us10-million-to-complete-in-2023/>

また、政府の同様の内容が書かれたサイトは下にあります。(寺島)

<http://www.mosvy.gov.kh/article/495>

[アフガニスタン]アジア財団が15年ぶりの障害者調査結果を報告

2020年5月13日、アジア財団 (ASIA Foundation) は、障害調査の結果を公表しました。

アフガニスタンは2012年に「障害者権利条約」を批准し翌年に「障害者の権利と特権に関する法律」を採択しましたが、数十年にわたる

政治的不安定と混乱のために、現在まで、障害のある人に対するサービスはほとんどありませんでした。

また、以前、このニュースでも紹介しましたヒューマン・ライツ・ウォッチの2020年の報告によると、アフガニスタンは、障害者の人口比率が世界で最も高い国の1つになっていました。

しかし、障害者数や生活状況に関する信頼できるデータはなく、そのために政策立案が妨げられていることから、アジア財団が世界保健機関(WHO)からの技術支援を受けてこの調査を実施しました。

調査方法は、大人(18歳以上)と子ども(2歳から17歳)に分けた、多段階サンプリング調査で実施され、全国で14,290世帯、111,641人のアフガニスタン人が調査されました。調査期間は、2019年4月14日から5月6日までとなっています。

調査結果によれば、18歳以上の成人のほぼ80%は、何らかの障害を持っており、軽度は24.6%、中程度は40.4%、重度は13.9%となっています。重度の障害は、男性(12.6%)よりも女性(14.9%)で多く見られます。また、2~17歳の子どものうち、17.3%に軽度、中程度、または重度の障害があります。

これらの人々の課題は身体の移動、コミュニティへの参加、雇用、教育であることを報告しています。また、調査したアフガニスタン人の約半数が、眼鏡、歩行器、その他の機器や器具を使用しておらず、このような最小限の器具の不足もあることがわかりました。

アジア財団は、1954年に設立されたアメリカの民間非営利財団で、戦後アジア諸国の社会・教育開発を支援してきました。日本を含むアジア18カ国で活動しており、日本にも事務所があります。

調査報告書は、下にあります。(寺島)
<https://asiafoundation.org/wp-content/uploads/2020/05/Model-Disability-Survey-of-Afghanistan-2019.pdf>

[モンゴル]「障害児のための教育改善プロジェクト」フェーズ2開始

モンゴルの国営通信社 montsame の2020年4月8日付の記事によれば、モンゴル政府による「障害児のための教育改善プロジェクト」

フェーズ 2 が始まるということです。

この事業のフェーズ 1 は、日本政府の技術協力プロジェクトとして 2015～2019 年に実施され、JICA モンゴル事務所の支援のもと、障害児の早期診断、普通小学校でのインクルーシブ教育の促進に向けたガイドラインや個別指導計画等の指導補助ツールや教材の開発、校内支援委員会の設立等に取り組んできました。

フェーズ 2 の実施に関する署名式が、2020 年 4 月 7 日行われ、教育・文化・科学・スポーツ省 L.Tsedevsuren 事務次官と JICA モンゴル事務所の田村所長が「障害児のための教育改善プロジェクト」フェーズ 2 の実施を合意する文書に署名しました。

フェーズ 2 は 2020 年夏頃から開始予定で、フェーズ 1 の成果を活かして、モンゴル全土で初等教育におけるインクルーシブ教育を実現するための制度構築支援を行うことに加え、幼児教育におけるインクルーシブ教育の実現も目指すということです。また、地方教員に対するインクルーシブ教育の理解を深めるためのオンライン研修の充実にも協力します

記事は、下のサイトにあります。

<https://montsame.mn/en/read/221454>

また、JICA モンゴル事務所のフェイスブックにも同様の記事があります。(寺島)

<https://ja-jp.facebook.com/JICA-Mongolia-638581722827332/>

[オーストラリア]民間投資ファンドが障害者住宅建設のための資金を確保

2020 年 4 月 30 日、ソーシャル・ベンチャー・オーストラリア (Social Ventures Australia : SVA) は、フェデレーションアセットマネジメント (Federation Asset Management) という民間の投資ファンドと共同で設立した、障害者住宅の改良を目的とするシネルギス・ファンド (Synergis Fund) が、新しい障害者向け住宅建設のために 2,650 万ドルを確保したことを発表しました。

オーストラリアでは、障害者住宅の整備が遅れており、政府は国民障害保険制度 (National Disability Insurance : NDIS) の目標を達成するためには、受給者 12,000 人分の良質な障害者住宅の供給が必要であるとしており、50 億ドルの資本が必要であると推定しています。

このような政府の住宅政策を前提に、住宅業

界はこの分野の発展に期待しており、SVA が 3 月に発表した報告書によれば、すでに、オーストラリアでは、3,000 軒の障害者住宅が完成または着工されており、今後も需要が続くものと想定して、この投資を進めているということです。

SVA は、オーストラリアのすべての人々とコミュニティの繁栄を目的としている非営利組織で、社会的企業等のコンサルティング、投資、ベンチャービジネスの共同開発、政策提言等を行っています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

<https://www.socialventures.com.au/news/synergis-fund-completes-second-close-securing-26-5m-for-new-disability-housing/>

SVA の報告書は下にあります。(寺島)

<https://www.socialventures.com.au/assets/Specialist-Disability-Accommodation-Supply-in-Australia-March-2020-webres.pdf>

[OHCHR]パンデミック時における政府機関等による障害者支援活動に関するガイダンスノートを発表

2020 年 4 月 29 日、国連人権高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights : OHCHR) は、「コロナウィルスと障害者の人権 : ガイダンス (COVID-19 AND THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES: GUIDANCE)」を公表しました。

同ガイダンスは、パンデミックが障害者とその権利に与える影響についての認識を高めること、世界で既に行われているいくつかの有望な取組に注目してもらうこと、国およびその他の利害関係者がとるべき重要な行動を明確にすること、障害者を包含する権利に基づく COVID-19 への応答についてさらに学習するためのリソースを提供することを目的としています。

次のような項目で情報が提供されています。

1. 障害者の健康に対する権利に対する COVID-19 の影響
2. 施設に住む障害者に対する COVID-19 の影響
3. コミュニティに住む障害者の権利に対する COVID-19 の影響
4. COVID-19 が障害者の仕事、収入、生計に

及ぼす影響

5. 障害者の教育を受ける権利に対する COVID-19 の影響

6. 暴力からの保護に関する障害者の権利における COVID-19 の影響

7. 障害のある受刑者、障害のあるホームレス等特定のグループに対する COVID-19 の影響

詳細は、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/COVID-19_and_The_Rights_of_Persons_with_Disabilities.pdf

[UN]障害インクルーシブな COVID-19 への対応に関する報告書を公表

2020 年 5 月 6 日、国連は、「ポリシーブリーフ: 障害インクルーシブな COVID-19 への対応 (Policy Brief: A Disability-Inclusive Response to COVID-19)」という報告書を公表しました。

同報告書では、COVID-19 による世界的危機により、世界の 10 億人の障害者の不平等、排除がさらに広がっていることから、障害者イン

クルージョンへの取り組みについて取り上げることが不可欠であるとして、4 つの推奨事項の概要を示しています。

1. COVID-19 へのすべての対応およびそれからの回復において障害者の主流化を確保する

2. COVID-19 への対応およびそれからの回復において、情報、設備、サービス、プログラムに対するアクセシビリティを確保する。

3. COVID-19 への対応およびそれからの回復におけるすべての段階において、障害者および障害者を代表する団体との有効な協議及びその積極的な参加を確保する

4. COVID-19 への対応において障害者インクルージョンを確実にするための説明責任のメカニズムを確立する

詳しくは、下の報告書をご覧ください。(寺島)

https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/sg_policy_brief_on_persons_with_disabilities_final.pdf

情報フォルダー

米国の障害者支援制度: 障害者のためのエイブル口座

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 参与 寺島 彰

はじめに

コロナウイルス対策として、連邦政府は、米国民に対して、景気刺激資金 (Stimulus Payment) を一人当たり、最大 1,200 ドル支給しています。障害者については、当初は、手当額が減額になるという話がありましたが、結局、一般の国民と同じ対応になりました。ただし、多くの障害者が受け取っている補足的所得補償給付 (Supplemental Security Income: SSI) の受給者は、この手当を受け取ったら、12 か月以内に使い切ってしまうか、エイブル口座 (ABLE Accounts) に入れてしまうことを推奨されています。その理由は、SSI は、預金が 2,000 ドルを超えると給付が支給停止になってしまうため、通常の銀行口座に残しておく、それに該当するかもしれないからです。しかし、エイブル口座であれば、SSI における資産とみなされないため、給付が停止される心配がないというわけです。

米国には、エイブルプログラム (ABLE Program)、または、エイブル口座と呼ばれる障害者支援制度があります。この制度に類似した制度はわが国にはないので、その有効性について興味があり、これまで、フォローしてきました。そこで、この制度について解説してみます。

1. エイブル口座とは

エイブル口座は、「より良い生活体験を実現するための法律 (エイブル法: Achieving a Better Life Experience (ABLE) Act (Public Law 113-295))」に基づく障害者向けの非課税貯蓄口座です。

エイブル法は、8 年間の長い議論の末、2014 年 12 月 19 日に成立しました。この法律は、「障害のあるアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act: ADA)」等とともに、障害者のニーズに対応した最も重要な連邦法の一つであるといわれています。

この法律により、1986 年内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) 第 529 条に A 項が追加さ

れ、エイブル口座の運用が州政府に認められるようになりました。第 529 条は、もともと、大学に進学するための資金をためるための非課税の口座を規定しており、529 口座と呼ばれていますが、それに似た形の障害者の自立を支援するための口座がエイブル口座です。この口座は、障害者自身、または、その代理人がその障害者の口座として開設します。エイブル口座は 529A 口座とも呼ばれています。

エイブルプログラムは、各州が運営していますので、名称、資格要件、州税の減額、手数料、デビットカードを使えるか等、州により制度が違ってきます。例えば、制度を運用している州は、2020 年 5 月の時点で 42 州とコロンビア特別区にとどまっていますし、加入資格を州の居住している住民に限定している州もあります。しかし、2015 年 12 月のエイブル法改正により、連邦政府が州の居住要件を廃止したことにより、多くの州では、それに従って州以外の住民も加入できるようになりましたので、現在は、米国内の障害者はどこかの州でエイブル口座を開設できるようになっています。ただし、エイブル口座は、一人1つしか作れません。

2. エイブル口座の特徴

(1) 一定額まで贈与税・所得税がかからない

この口座の特徴の一つは、この口座に贈与された金額には毎会計年度一定額までは税金がかからないことです。例えば、障害のある子の親が子どもの将来のためにお金を贈与したいと思ったとき、この口座に振り込めば、限度額までは無税で贈与できるということになります。この口座への贈与額は、2020 年の基準では、年間 15,000 ドルまで無税です。

この口座へは、親に限らず、友人や、また、本人自身を含め、だれでも入金できます。入金する限度額は、2020 年の基準では、年間 15,000 ドルに加えて、その口座をもっている障害者が働いている場合は、その年の本人の収入、または、連邦が定める一人世帯の貧困線(2019 年でアラスカは 15,180 ドル、ハワイは 13,960 ドル、それ以外は 12,140 ドル)を加えた額のうちどちらか少ない方の額です。限度額以内は所得税がかかりません。

また、この口座からの支払うことのできるのは、その口座を所有している障害者本人にかかわる健康、自立、生活の質の向上・維持のための費用に限られます。例えば、教育、住宅、輸送、職業訓練、参加支援機器、パーソナルサポートサービス、医療費、財務管理および管理サービスに関連する費用、その他の障害関連の費用です。

内国歳入庁(IRS)が必要に応じて監査しますので、この口座の管理者は、IRS の監査に備えて、領収書等を保存しておきます。一部のエイブル口座は、オンラインでの支出を追跡することもできるようになっています。

(2) 手当や医療給付において収入・資産認定されない

また、この口座のもう一つの特徴は、この口座の資金については、一定額までは、資力調査のある手当における資産として認定されないことです。例えば、障害者が多く受給している補足的所得補償給付(Supplemental Security Income: SSI)という就労困難者向けの手当は、預金が 2,000 ドル以上あると支給を停止されますが、この口座にある預金は資産として認定されないため、頑張ってお金をためると手当が停止されるので働かないという逆インセンティブが働きません。この口座の預金は総額 10 万ドルまで、SSI 手当を停止されません。

社会保障障害年金(Social Security Disability Insurance)やメディケイド(MEDICAID: 低額所得者のための国民医療保障制度)についても、同様の資力調査がありますが、一定額以上の預金までは、資産として認定されません。この口座に預金できる額は、この制度を運用している州ごとに決まっています。例えば、ペンシルバニア州は、452,210 ドル、ニュージャージー州は、305,000 ドルです。この額は、529 口座と同額となっています。

くりかえしになりますが、障害のある人が自立に向けて働いて預金をすると、これらの手当が停止されたり、医療費を自己負担しなければならなくなり、働かない選択をするというジレンマがありました。エイブル口座は、この問題を解決します。我が国でも、生活保護に同様の問題がありますが、エイブル口座は、この問題解決の一つの方法として参考になると考えられます。

この口座をもつことのできる人は、障害の発症が 26 歳前で、SSI 又は SSDI を受給している人、

または、社会保障法第 1861 条(r)の障害の定義に該当する人、または、社会保障法第 1614 条(a) (2)の盲人で、この場合は、医師の診断書の提出が必要です。前者の障害の定義は、医学的に認定可能な身体的または精神的障害があり、その結果、(a)死に至ることが予想される、または(b)深刻な機能制限が少なくとも 12 か月継続するとなっています。

ただし、口座をもつ人が死亡したときにエイブル口座に資金が残っている場合は、その人が、受け取ったメディケイドの給付相当額を政府に払い戻す必要があります。

(3)資産運用プログラムとつながっている

エイブル口座を運用するプログラムにはいろいろなプログラムがあり、異なる投資オプションが選択できるようになっています。この口座の資金を運用して、収入を増やすことで、障害者の自立を支援しようとするアメリカ的な考え方です。

ほとんどのエイブルプログラムでは、エイブルアカウントを開設するときに、投資オプション(または投資オプションの組み合わせ)を選択するように求められます。リスクは高いが高金利、リスクは低いが低金利等、さまざまな投資オプションから選択できます。

投資オプションは1会計年度に 2 回まで変更できます。

3. エイブル口座の動向

2017 年 12 月には、エイブル法に関して次の 2 つの法律が成立し、エイブル口座の取り扱いが変更になりました。

①エイブル・トゥ・ワーク法 (ABLE to Work Act)

上でも述べたように、働いている場合は、エイブル口座への会計年度の入金の限度額を、連邦基準による一人世帯の貧困線または本人の収入のうちどちらか少ない方の額だけ増やすことを認めました。

②エイブル・ファイナンシャル・プランニング法 (ABLE Financial Planning Act)

年間入金限度額まで、529 口座からエイブル口座(529A 口座)に預金を移すことを認めました。例えば、もともと、子どものために 529 口座を開設していた場合に、その預金を年間の入金限度額までエイブル口座に移動することができるようになりました。

また、エイブル・エイジ・アジャストメント法 (ABLE Age Adjustment Act) は、口座開設の資格を得られる障害の発症年齢を 26 歳前から 46 歳前に引き上げるというものですが、2016 年に連邦議会に提出されましたが、成立せず、現在も継続して議論されています。

参考文献

<https://www.ablenrc.org/>, 2020.5.31 閲覧

編集後記

世界中がコロナウイルスの対応に追われていて、障害者関連の世界のニュースを見ても、コロナウイルス関連がほとんどです。

障害のある人々は、基礎疾患があることも多いため、感染しないようにすることが重要ですが、支援を受ける必要がある場合も多いことから、支援者との距離を保つことは難しいというジレンマがあります。また、医療・介護者の不足のために、必要なサービスを受けられ

ないという事態も起こっています。

障害関係者が知恵を絞って、現実的に問題を解決していく方法を考え、今後の道筋を明らかにしていく必要があると思います。

話は変わりますが、筆者もほとんど自宅から外出しなかったために、情報フォルダーを自分で書くことになりました。情報フォルダーは、障害関連の資料的価値のある情報を掲載しております。障害関連の研究者や専門家の方で、情報フォルダーの記事を書いていた方は、ぜひ、下の連絡先までご一報をお願いいたします。(寺島)

編集・発行 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523 e-mail:soumu@dinf.ne.jp